ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（パーソナル用）

改正後	改正前
第　３　条　（利用申込及び利用開始） １． （１）　ハードウェアトークン 当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式をいい、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。 （２）　ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。 ２．　利用申込及び利用開始 （１）　ハードウェアトークン お客様が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 お客様からの申込後、当金庫から申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ＩＤ（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」、確認用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、前記の登録画面において入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および確認用パスワードが、当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。 （２）　ソフトウェアトークン お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ＩＤ（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「シリアル番号」および「ワンタイムパスワード」、確認用パスワードを入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」および確認用パスワードが当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。 ３．　契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」）といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。	第　３　条　（利用申込及び利用開始） （１）　ハードウェアトークン 当金庫がご契約先に交付する機器を利用する方式で、ご契約先は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。 （２）　ソフトウェアトークン 当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話機等（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。 ２．　利用申込及び利用開始 （１）　ハードウェアトークン ご契約先が当金庫に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛に申込みください。 ご契約先からの申込後、当金庫から申込時にお届けのご契約先住所にトー クンを送付いたします。トークン到着後、ご契約先が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ＩＤ（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークンＩＤ」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンＩＤおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。 （２）　ソフトウェアトークン 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ＩＤ（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンＩＤ」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンＩＤおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。 ※新設
第　５　条　（トークンの有効期限） １．　ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ハードウェアトークンの電池の残量が少なくなったまたはワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。 利用できなくなったハードウェアトークンはお客様の責任において破壊のうえ	第　５　条　（トークンの有効期限） １．　ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの利用期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。なお、電池残量が一定量以下となると、ハードウェアトークンのボタン押下時に電池残量を表示しますので、ハードウェアトークン再発行の申込みを行ってください。 利用できなくなったハードウェアトークンはご契約先の責任において破壊のう

２．　新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで第３条の利用開始登録を行うものとします。	２．　新しいハードウェアトークンが交付された場合には、ご契約先は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、第３条の利用開始登録を行うものとします。
第　７　条　（利用料） ３．　当金庫は本サービス利用料を変更する場合があります。変更する場合には、その旨を事前に通知または公表するものとします。	**第　７　条　（利用料）** ３．　当金庫は本サービス利用料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
第　９　条　→ １．　本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。 ４．　前項にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合または当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。 ５．　※削除 ６．　第1項から第4項の解約または利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。	**第　９　条　（本サービスの解約等）** １．　本サービスの契約は、当金庫の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。 ４．　前記３．にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。 ５．　ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、いつでもご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。 ６．　本条１．から５．の解約または利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。
第　１０　条　（譲渡・質入等の禁止等）	**第　１０　条　（譲渡・質入の禁止）**
第　１１　条　（規定等の適用） 本契約に定めない事項については、おかしんパーソナルダイレクト利用規定、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書ならびにおかしんアプリ利用規約により取り扱います。	**第　１１　条　（規定等の準用）** 本契約に定めのない事項については、おかしんパーソナルダイレクト利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取り扱います。
第　１２　条　（規定の変更等） 当金庫は、本規定の内容を、~~ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより~~任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。 以　上	**第　１２　条　（規定の変更等）** 当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。 以　上